

写真はイメージです。



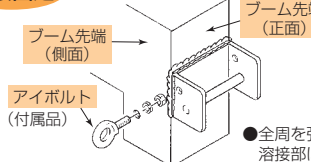
●フリーロック型ガススプリングは、アブソーバー式と比べ、ショックを吸収するだけでなく、長さを無段階にロックできる機構ですから、ワンタッチでゴンドラの角度を保持できます。

※アイボルトは必ずブーム先端に直接しっかり固定し、リングへ墜落制止用器具^注の金具を確実に連結してください。

注) クレーンの先にゴンドラを取付けたままの走行は禁止です。振動による破損により、重大な事故の原因となりますからご注意ください。

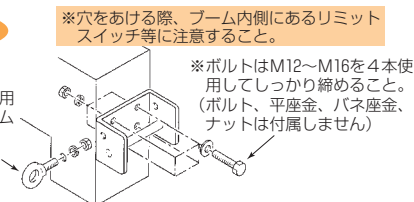
クレーン先端への金具取付方法

溶接固定



●全周を強固に溶接し、溶接部は補修塗装すること。

ボルト固定

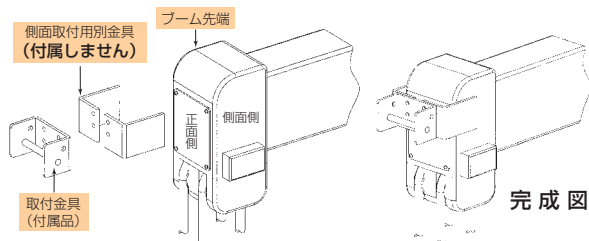


※墜落制止用器具^注取付用アイボルトを必ずブーム先端に取付けること。

※穴をあける際、ブーム内側にあるリミットスイッチ等にご注意すること。

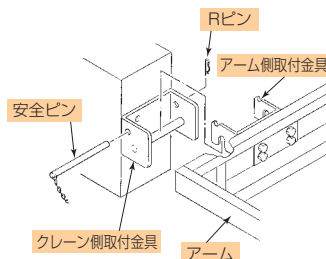
※ボルトはM12～M16を4本使用してしっかり締めること。(ボルト、平座金、バネ座金、ナットは付属しません)

注) 別金具が必要な場合(付属していません)



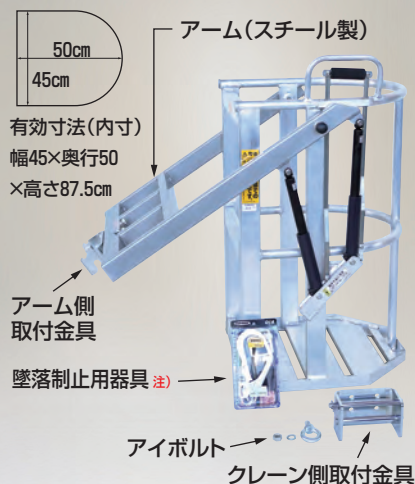
ブーム先端部正面側の鉄板が薄い場合（電子部品内蔵で正面側が薄いワタの場合など）別金具を準備し、ブーム先端部の側面に確実に溶接してください。その後、付属品の取付金具に合わせて別金具に穴をあけ、ボルト・ナットで固定し、さらに全周を溶接してください。

本体のセット方法



アーム側の取付金具をクレーン側の取付金具にセットし、安全ピン（Rピン付）でしっかり固定してください。

※最大使用荷重は搭乗者と工具等を含む全重量です。 最大使用荷重100kg



GD-5045（金具付）重量 29.2kg

定価 211,420円（税抜 192,200円）

（送料）1台で元払い（離島は別途）

参考資料（重要）

■クレーン等安全規則

第三章 移動式クレーン

（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十四号）

（搭乗の制限）

第七十二条

事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

第七十三条

事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項をおこなわなければならない。

一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

二 労働者に安全帯等を使用させること。

三 とう乗設備ととう乗者との総重量の一・三倍に相当する重量に五百キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。

四 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 労働者は、前項の場合において墜落制止用器具^注等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

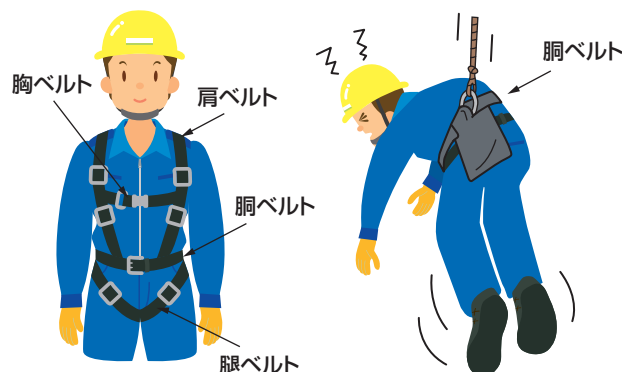
※クレーン等安全規則 第七十三条に準拠した商品です。くわしくは取扱説明書をよくお読みください。

注意事項 注) 墜落制止用器具（旧名称：安全帯）について

弊社ではドラゴンGD-5045に改正構造規格に基づく「胴ベルト型（一本つり）」の墜落制止用器具を付属品として準備しました。

注意!! ただし2019年2月から墜落制止器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となりました。例外としてフルハーネス型の着用者が墜落時地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下※ただし一般的な建設作業の場合は5m以下等）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。よって、この例外を除く高さ以上でご使用の場合は改正構造規格に基づく「フルハーネス型」の墜落制止用器具を別途で準備頂きご使用ください。

※詳しくは労働安全衛生規則等の改正・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインをご覧ください。



フルハーネス型安全帯

複数のベルトで支持されている
→落下時の衝撃が分散される

胴ベルト型安全帯

胴ベルトだけで支持されている
→落下時の衝撃が大きい